

「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」重要事項説明書

ヴァンサック定期巡回・随時対応型
訪問介護看護ステーション

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(大阪市指定:2790800532)

当事業所はご契約者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業所経営法人	2
2. 事業の目的と運営方針	2
3. 事業者の内容	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. サービス利用に関する留意事項	8
6. 苦情の受け付けについて	9
7. サービス利用に当たっての留意事項	10
8. 業務継続計画の策定等	10
9. 衛生管理等	10
10. 緊急時の対応	10
11. 事故発生時の対応	10
12. 守秘義務に関する対策	10
13. 利用者の尊厳	11
14. 虐待の防止について	11
15. 身体拘束の禁止	11
16. 協力医療機関等	11
17. 損害賠償について	11
18. 合鍵の管理方法等について	11

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 医療法人 嘉誠会
- (2) 法人所在地 大阪府大阪市東住吉区湯里2丁目5番11号
- (3) 電話番号 06-6704-2982
- (4) 代表者氏名 理事長 山本 嘉治
- (5) 法人成立年月日 平成6年11月

2. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

要介護状態にある者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の基本方針)

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

3. 事業者の内容

(1) 事業所の概要

- ①事業所の名称 ヴァンサンク定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション
- ②所在地 大阪府大阪市東住吉区針中野4丁目12番34号
- ③電話番号 06-4302-5758
- ④FAX番号 06-4302-6700
- ⑤管理者の氏名 山本 健太
- ⑥サービス提供地域 東住吉区 (通常の事業の実施地域)

(2) 事業所の従業者体制

職	職務内容	人員数
管理者	①従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 ②従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名 (オペレーター兼務)
オペレーター	①利用者又はその家族等からの通報に対応します。 ②計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員と密接に連携し、利用者の心身の状況等の把握に努めます。 ③利用者又はその家族に対し、相談及び助言を行います。 ④事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用申込みに係る調整を行います。 ⑤訪問介護員等に対する技術的指導等のサービスの内容の確認を行います。	提供時間を通じて 1名以上 (訪問介護員兼務)
計画作成責任者	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成及び交付 ②サービス提供の日時等の決定 ③サービス利用の申込みに係る調整、サービス内容の管理	1名 (オペレーター兼務)
定期巡回 訪問介護員	居宅サービス計画に沿った定期的な巡回により、排せつの介助、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	必要数

随時対応 訪問介護員	利用者からの通報を受けたオペレーターからの要請を受けて利用者宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	提供時間を通じて 1名以上
訪問看護職員	看護師などが医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供（連携先の訪問看護事業所）を行います。次の項目について必要な協力をし連携します。 ①看護職員による利用者のアセスメント及びモニタリング ②随時対応サービスの提供にあたって、看護職員による対応が必要と判断された場合の連携体制の確保 ③介護・医療連携推進会議への参加 ④その他必要な指導及び助言	連携先の訪問看護 事業所

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～金曜日（12月29日～1月3日除く）
営業時間	午前9時00分～午後5時30分

(4)

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

サービス内容について

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の状況、環境等を把握し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成を行います。
必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容などを基に相談援助を行います。緊急の通報を受けて適切な対応をとります。

(2) 定期巡回サービス

利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って、定期的にサービスを提供します。入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。

(3) 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又はその家族からの連絡又はケアコール機による通報を受けて適切な対応をとります。内容に応じて相談や訪問等の対応をいたします。

※通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。あらかじめご了承ください。

(4) その他のサービス

居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業者等への連絡、調整を行います。

提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。
身 体 介 護	食事介助	食事の介助をします
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪等を行います
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く）の調理を行います
	更衣介助	上着、下着の行為の介助を行います
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います
	自立生活支援のための見守りの援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）を行います ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）を行います ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）を行います ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る） ○ 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します ○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います ○ 認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します
生 活 援 助	買 物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います
	調 理	利用者の食事の用意を行います
	掃 除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います
	洗 濯	利用者の衣類等の洗濯を行います

利用料金について

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護料（介護保険給付サービス利用者負担金）は、介護度により異なります。以下は、訪問介護と訪問看護を1カ月利用した場合の自己負担額です。なお、訪問看護は連携先の訪問看護ステーションがサービス提供、算定致します。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護定額報酬 (単位数)	5,446 単位	9,720 単位	16,140 単位	20,417 単位	24,692 単位
1割ご負担概算	6,055 円	10,808 円	17,947 円	22,703 円	27,457 円
2割ご負担概算	12,111 円	21,617 円	35,895 円	45,407 円	54,915 円
3割ご負担概算	18,167 円	32,425 円	53,843 円	68,111 円	82,372 円
看護定額報酬 (単位数)	2,961 単位	2,961 単位	2,961 単位	2,961 単位	3,761 単位
1割ご負担概算	3,292 円	3,292 円	3,292 円	3,292 円	4,182 円
2割ご負担概算	6,585 円	6,585 円	6,585 円	6,585 円	8,364 円
3割ご負担概算	9,877 円	9,877 円	9,877 円	9,877 円	12,546 円

- (2) 月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合日割り日額を

乗じた利用料となります。

- (3) 月単位の包括報酬が適用されます。入院等により月途中にサービス提供がなされない場合も月単位の請求となります。

- (4) 通所介護を利用される方は、1回につき以下の減算があります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
減額単位	62 単位	111 単位	184 単位	233 単位	281 単位

- (5) 短期入所生活介護利用時は、1日につき以下の減算があります。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
減額単位	179 単位	320 単位	531 単位	672 単位	812 単位

- (6) 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護》

※当事業所では網掛け部の加算を算定いたします。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定要件・回数等	
			1割負担	2割負担	3割負担		
要介護度による区分なし	初期加算	30	333 円	33 円	66 円	99 円	利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定します。また、30日を越える入院の後に利用を再開した場合も算定する加算料金です。
	総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1,200	13,344 円	1,334 円	2,668 円	4,003 円	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行い、かつ地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、当該事業所が提供するサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている場合に算定する1月あたりの加算料金です。
	総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800	8,896 円	889 円	1,779 円	2,668 円	

要介護度による区分なし	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	8,340 円	834 円	1,668 円	2,502 円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	7,116 円	711 円	1,423 円	2,134 円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	3,892 円	389 円	778 円	1,167 円	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000	左記の単位数×地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。 ※加算Ⅰ～Ⅳいずれかを算定します。 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000	左記の単位数×地域区分				
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000	左記の単位数×地域区分				
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000	左記の単位数×地域区分				

※地域区分別の単価(2級地 11.12 円)

(7) 通常の事業の実施地域
大阪市東住吉区

(8) その他

①実施地域を超える場合の交通費（消費税含む）

1. 通常の事業実施地域を越えてから片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満…100 円
2. 通常の事業実施地域を越えてから片道 10 キロメートル以上…200 円

②訪問の際、利用者宅で使用する光熱費等の費用はご利用者の負担とします。

③通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用

(9) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1 カ月ごとに計算しご請求しますので、指定期日までに下記の方法でお支払いください。（1 カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 郵便局からの自動振替

支払い期日：利用月の翌月末日 引き落とし
(手数料は事業者負担となります)

イ. 事業者指定口座への振込み

支払い期日：利用月の翌月末日まで

振込み口座：①三菱UFJ銀行 針中野支店

普通預金 0244081

口座名義人：医療法人 嘉誠会

②ゆうちょ銀行

店名：0九九(ゼロキュウキュウ)

預金種類：当座

口座番号：0212790

(手数料はご契約者負担となります)

※お支払いを確認後、翌々月の 15 日付で領収書を送付いたします。

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 30 日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除したうえで、未支払い分をお支払いいただくことがあります。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

- ①ご契約者からの交替の申し出 選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。
- ②事業者からの訪問介護員の交替事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

- ①定められた業務以外の禁止 契約者は「4. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。
- ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- ③備品等の使用 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただくことがあります。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">①医療行為②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④ご契約者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動⑤ご契約者宅における飲食⑥その他契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

6. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管 理 者	山本 健太
電 話 番 号	06-4302-5758
受 付 時 間	毎週月曜日～金曜日 9時00分～17時30分

※公的機関においても、次の機関において苦情申出ができます。

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ

所 在 地：大阪市中央区船場中央3-1-7-331

電話番号：06-6241-6310

受付時間：9時00分～17時30分（土日祝除く）

大阪府国民健康保険団体連合会

所 在 地：大阪市中央区常磐町1-3-8中央大通FNビル

電話番号：06-6949-5418

受付時間：9時00分～17時00分（土日祝除く）

7. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- (2) 緊急時の随時訪問を確実にを行うため、合鍵をお預かりします。合鍵はキーボックスにて保管します。

8. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

9. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

10. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

協力医療機関	医療機関名	医療法人嘉誠会 山本医院		
	所在地	大阪市東住吉区湯里2丁目5番11号		
	電話番号	06-6704-2982		
	FAX番号	06-6704-2981		
	受付時間	9:00~19:30		
主治医	医療機関名			
	氏名			
	電話番号			
家族等緊急連絡先	氏名		続柄	
	住所			
	電話番号			
	携帯電話			
	勤務先			

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行う等必要など措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

また、当事業所は下記の保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険
補償の概要	身体障害・財物損壊・人格権侵害・支援事業損害・受託財物損害、各補償

12. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 山本健太
虐待防止に関する担当者	サービス提供責任者 茂山 明美

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

15. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

<協力医療機関>

- ・名称：医療法人嘉誠会 山本医院
- ・住所：大阪市東住吉区湯里2丁目5番11号

17. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意または過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18. 合鍵の管理方法等について

- (1) 随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵を預かります。預かった鍵は、事業所のキーボックスに保管します。
(2) 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、速やかに対処し、ご通知いたします。
(3) サービス終了時や返却のご要望があった場合は速やかに返却いたします。
(4) スペアキー作成の必要がある場合は、費用は利用者負担となります。
(5) 合鍵の預かりの同意を、鍵預書にて行います。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

事業者	所在地	大阪府大阪市東住吉区湯里二丁目5番11号
	法人名	医療法人 嘉誠会
	代表者名	山本 嘉治 印
	事業所名	ヴァンサンク定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション
	説明者氏名	山本 健太 印

事業者から上記内容の説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

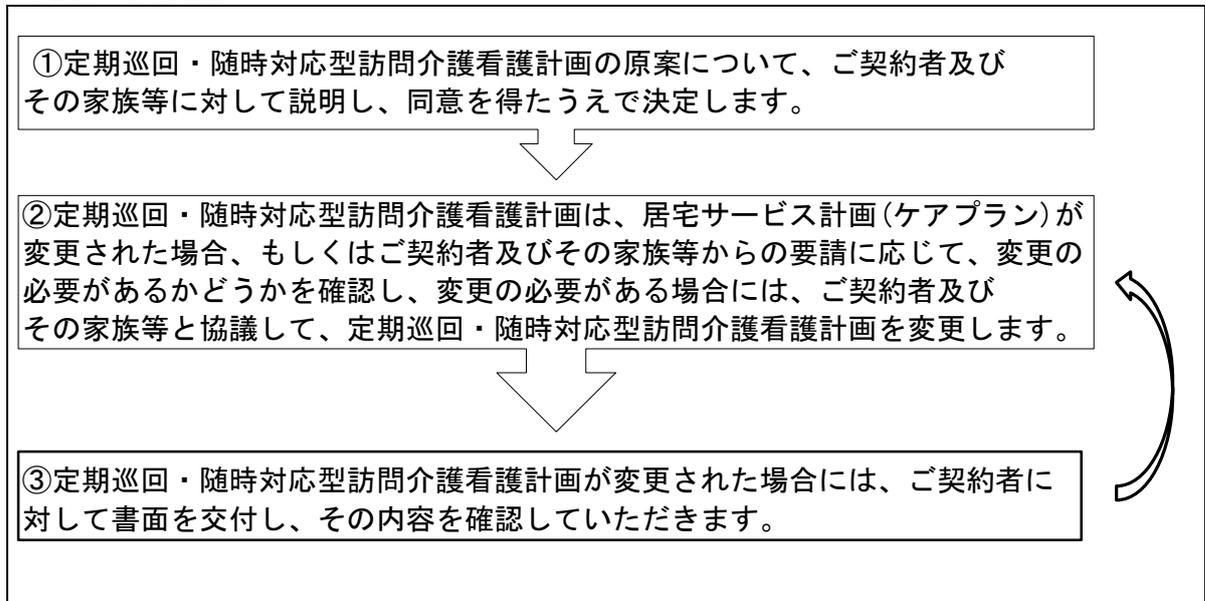
代理人	住所	
	氏名	印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

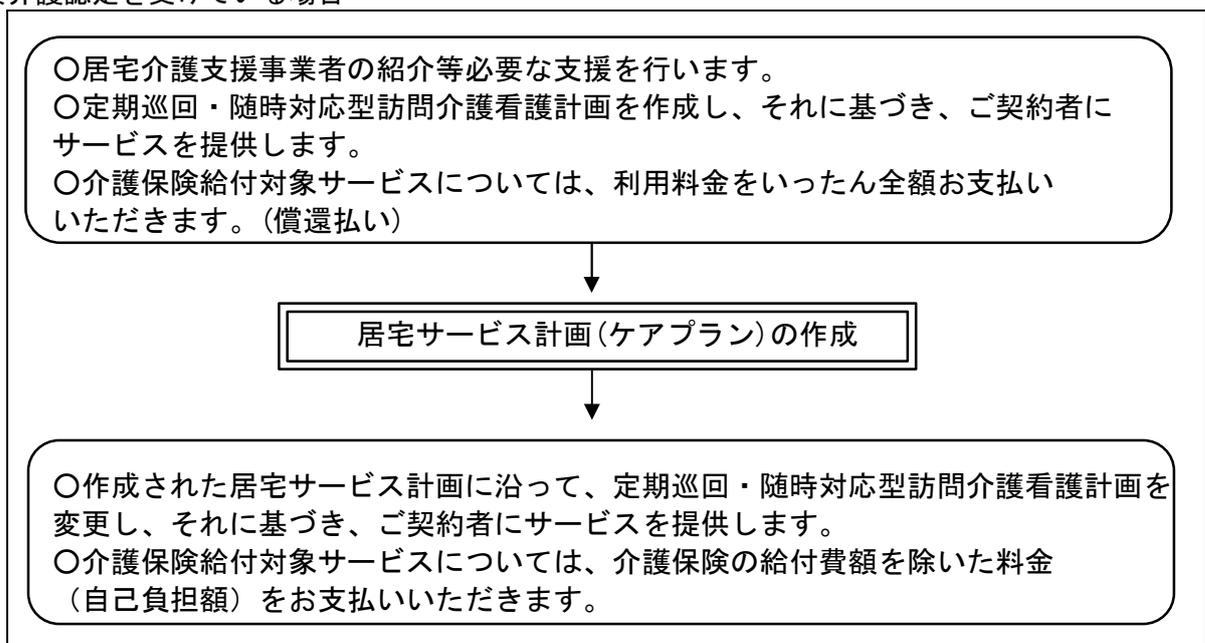
(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)

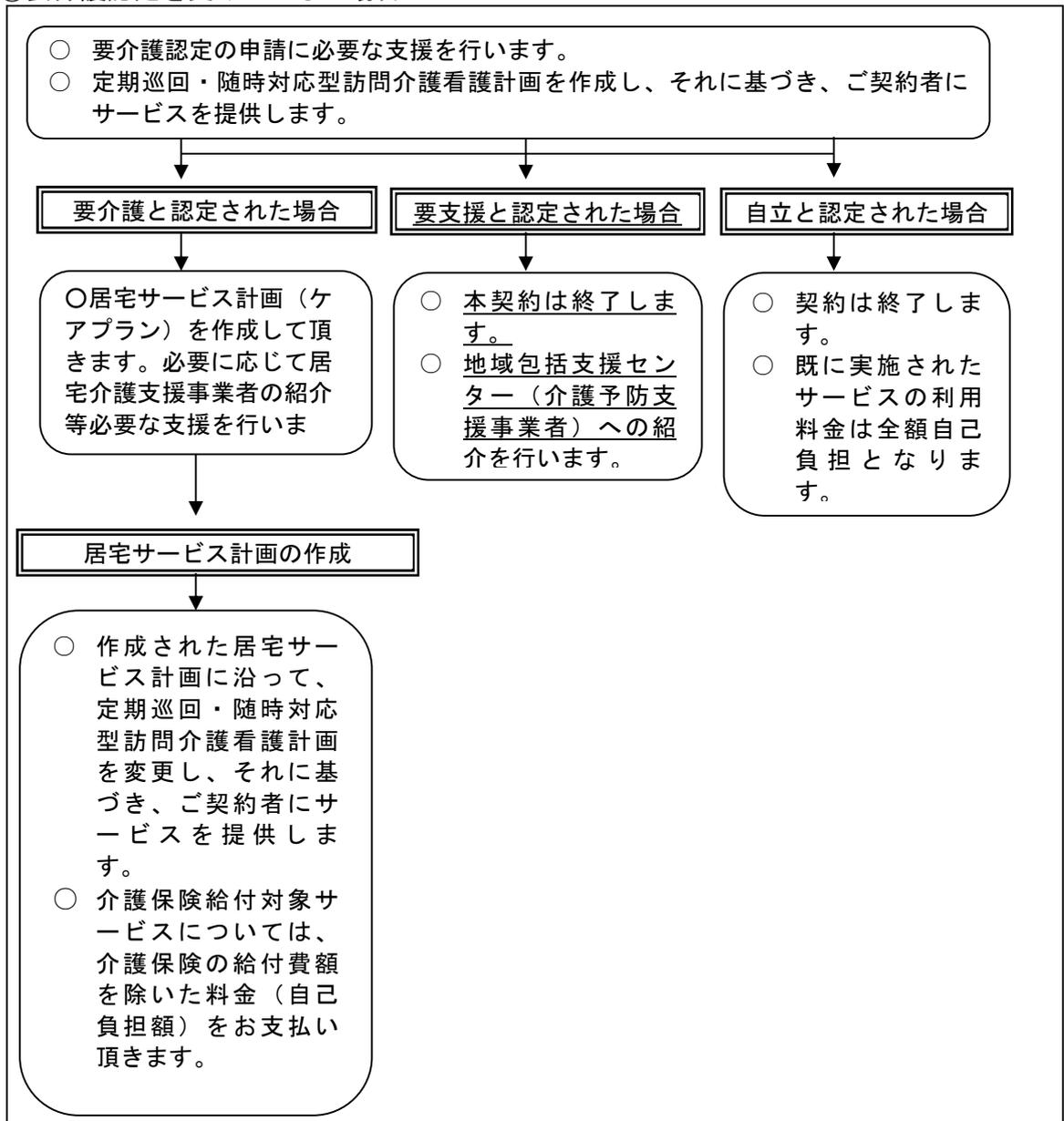


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

3. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに契約解除を申し出てください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める定期巡回・随時対応型訪問介護サービスを実施しない場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。